

研修受講支援事業費補助金に関するQ&A

番号	質問	回答
1	補助金申請年度内に修了した研修等を補助対象とするとされているが、喀痰吸引等研修について、基本研修のみを修了した場合も補助対象となるか。	喀痰吸引等研修については、実地研修まで修了する場合を補助対象とする。 なお、補助金申請年度内に実地研修まで修了できない場合でも、遅くとも翌年度内に実地研修の修了が確実に見込まれる場合は、補助対象とすることができる。
2	従業者が負担した受講料に対して支払った支給金を補助対象費用とした場合の実績報告時の根拠資料は、どのようなものが必要か。	①従業者が、研修実施事業者に支払ったことがわかるもの(領収書、ご利用明細票等) ②法人等から研修費用を従業者に支給したことがわかるもの(支給明細票、受領証明書等)の2点を添付すること。 ※支給金は、補助金申請年度内に従業者への支払いを完了させること。
3	実績報告時に添付する喀痰吸引等研修の修了証の写しについては、「認定特定行為業務従事者認定証」の写しでも問題ないか。	「喀痰吸引等研修修了証明書」の写しを添付すること。 「認定特定行為業務従事者認定証」では、喀痰吸引等研修の修了証としては、認められない。